

參考資料

これからの特別支援教育を支える学校施設の在り方について

～子供たちが共に学ぶ場、多様な学びの場にふさわしい環境づくりを目指して～

- 特別支援教育を行う各学校の学校施設整備指針は、幼児児童生徒の学習・生活の場として、また、最も身近な公共施設として、必要な施設機能を確保するための留意事項を網羅的に記載。一方で、特別支援教育を行う学校を取り巻く環境は変化しており、現行指針の留意事項の不断の見直しが必要。
- 新しい時代の特別支援教育等の動向に対応するため、「学校施設の在り方に関する調査研究協力者会議」（主査：上野淳 東京都立大学名誉教授）において、これからの特別支援学校教育を支える学校施設の在り方と特別支援学校をはじめとした各学校施設整備指針の改訂案をとりまとめ。

報告書の概要

第1章 新しい時代の特別支援教育等の動向

1. 特別支援教育に関する基本的な考え方や状況の変化

- ・インクルーシブ教育システムの理念の構築を旨とし、全ての子供たちが適切な教育を受けられる環境整備が重要
- ・特別支援教育を受ける児童生徒の増加、特別支援学校学習指導要領の改訂、特別支援学校設置基準の制定

2. これからの特別支援教育の方向性

- ・障害のある子供と障害のない子供が可能な限り共に教育を受けられる学びの場の整備
- ・障害のある子供の自立と社会参加を見据え、一人一人の教育的ニーズに最も的確に応える指導を提供できるよう、通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった、連続性のある多様な学びの場の一層の充実・整備

3. 公共施設としての学校施設を取り巻く現況

- ・バリアフリー化の推進、災害への対応、防災・減災、国土強靱化の推進、老朽化への対応、脱炭素社会の実現

第2章 特別支援教育を巡る状況等を踏まえた施設の在り方 第3章 学校施設整備指針の改訂等

◆特別支援教育を巡る状況等を踏まえ、幼稚園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校等の施設整備で更に充実を図るべき視点を示すとともに、それを踏まえた各学校施設整備指針の改訂等について提言

1. 障害のある子供と障害のない子供が共に学ぶ場、多様な学びの場の整備

- ▷障害のある子供と障害のない子供が共に学ぶ場の整備
- ▷特別支援学級、通級による指導への対応
- ▷施設の併置・併設等の多様な設置形態への対応

2. 一人一人の教育的ニーズに応じた教育を支えるための施設の充実

- ▷障害種別の対応
- ▷特別支援教育におけるICTの活用と個別最適な学び・協働的な学びへの対応
- ▷医療的ケアへの対応
- ▷自立と社会参加への対応
- ▷関係機関の連携強化による切れ目ない支援への対応
- ▷特別支援教育を担う教職員のための施設面での対応

3. 地域のコミュニティの拠点としての機能の充実

- ▷災害時における福祉避難所等としての役割を踏まえた対応
- ▷生涯学習、保護者・地域住民等との関わり

4. 社会的要請を踏まえた安全・安心・快適な空間づくり

- ▷バリアフリー・ユニバーサルデザイン
- ▷特別支援学校の教室不足への対応

5. その他、特別支援学校の施設について他の学校種と共通して充実を図るべき事項

- ▷新学習指導要領への対応
- ▷ICT環境の充実
- ▷学校施設の安全性や衛生環境等の確保、環境負荷低減、防災機能の向上
- ▷長寿命化への対応
- ▷幼児児童生徒の多様化への対応
- ▷教職員の働く場としての機能向上
- ▷地域との連携・協働の推進

◆推進方策として、整備指針の改訂、具体的な事例の発信、財政支援の仕組みの周知等を提言

関連データ等

1. 特別支援教育の関連施策について
 - ・新しい時代の特別支援教育の在り方に関する有識者会議
 - ・特別支援学校設置基準
 - ・特別支援学校学習指導要領等の改訂
2. 特別支援教育を取り巻く学校施設の現状等
 - ・学校施設の現状
 - ・補助制度
3. 学校施設整備指針とこれまでの検討の概要について

1. 特別支援教育の関連施策について

2

**新しい時代の特別支援教育の
在り方に関する有識者会議**

新しい時代の特別支援教育の在り方に関する有識者会議 (令和元年9月6日設置)



文部科学省

趣旨

- 少子高齢化の一方、医療の進歩・特別支援教育への理解の広がり・障害の概念の変化や多様化など、特別支援教育をめぐる社会や環境の変化に伴い、特別支援教育を必要とする子供たちの数は増加の一途
- こうした状況のもと、特別な配慮を要する子供たちがその可能性を最大限に伸ばすとともに、自立と社会参加に必要な力を培うための適切な指導・必要な支援の重要性がますます向上

医療や福祉との連携の推進、障害者の権利に係る国際的な議論の動向等も踏まえつつ、**特別支援教育の現状と課題を整理**し、一人一人のニーズに対応した**新しい時代の特別支援教育の在り方**や、その**充実のための方策等について検討**を行うため、有識者会議を設置

(検討事項の具体例)

新しい時代の特別支援教育の方向性・ビジョン

障害のある子供たちへの指導の充実

教員の専門性の整理と養成の在り方

特別支援教育の枠組み

幼稚園・高等学校段階における学びの場等

【主な検討事項】

- (1) 特別な配慮を必要とする子供たちに対する指導及び支援の在り方
- (2) 医療や福祉と連携した特別支援教育の推進方策

【委員】

| | | | |
|-------------------|---|--------|---|
| 朝日 滋也 | 全国特別支援学校長会長、東京都立大塚ろう学校統括校長 (～令和2年6月18日) | 滝口 圭子 | 金沢大学学校教育系教授 |
| 阿部 一彦 | 日本障害フォーラム代表 | 竹中 ナミ | 社会福祉法人プロップ・ステーション理事長 |
| 石橋 恵二 | 学校法人武蔵野東学園武蔵野東中学校長、 武蔵野東小学校中学校統括校長 | 田村 康二郎 | 東京都立光明学園統括校長 |
| 市川 宏伸 | 一般社団法人日本発達障害ネットワーク理事長 | 成澤 俊輔 | NPO法人カシオペア理事、株式会社YOUTURN取締役 |
| 市川 裕二 | 東京都立あきる野学園校長 (令和2年4月1日～) | 野口 晃菜 | 株式会社LITALICO執行役員・LITALICO研究所長 |
| 一木 薫 | 福岡教育大学教授 | 東内 桂子 | 広島県立呉南特別支援学校校長 (令和2年6月19日～) |
| 大出 浩司 | 学校法人大出学園理事長・若葉高等学校校長 | 日詰 正文 | 独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園研究部長 |
| 岡田 哲也 | 二松学舎大学教授 | 廣瀬 尚子 | 香川県教育委員会事務局特別支援教育課長 (～令和2年3月31日) |
| 片岡 聡一 | 岡山県総社市長 | 佛坂 美菜子 | パーソルチャレンジ株式会社ゼネラルマネージャー |
| 金森 克浩 | 日本福祉大学スポーツ科学部教授 | 松倉 雪美 | 富山県立ふるさと支援学校校長 |
| 川高 寿賀子 | 京都府立宇治支援学校校長 (～令和2年3月31日) | 真砂 靖 | 弁護士 |
| 菊池 桃子 | 女優、戸板女子短期大学客員教授 (～令和2年5月31日) | 宮崎 英憲 | 全国特別支援教育推進連盟理事長、東洋大学名誉教授 |
| 北村 宏美 | 香川県教育委員会事務局 特別支援教育課長 (令和2年4月1日～) | 山口 正樹 | 神奈川県立上溝高等学校長 |
| 木村 浩紀 | 北海道札幌視覚支援学校校長 | 山中 ともえ | 全国特別支援学級・通級指導教室設置学校長協会会長、 東京都調布市立飛田給小学校長 |
| 熊谷 晋一郎 【オフィサー】 | 東京大学先端科学技術研究センター准教授 | 吉藤 健太郎 | 株式会社オリイ研究所代表取締役所長・ロボットコミュニケーター (◎：主査、○：主査代理) (令和2年6/30現在計26名、五十音順、敬称略) |
| 梅澤 敦 | 独立行政法人国立特別支援教育総合研究所理事 | | |
| 西牧 謙吾 | 国立障害者リハビリテーションセンター病院長、発達障害情報・支援センター長 | | |
| 本後 健 | 厚生労働省社会・援護局障害福祉課障害児・発達障害者支援室長 (令和2年6/30現在計3名、五十音順、敬称略) | | |

新しい時代の特別支援教育の在り方に関する有識者会議 報告

令和3年1月

I. 特別支援教育を巡る状況と基本的な考え方

- ・障害者権利条約批准に基づく障害者基本法、障害者差別解消法等の関連法の整備も進み、インクルーシブ教育システムの構築に向けた特別支援教育の取組が進展。
- ・特別な支援を受ける子供の数が増加する中で、特別支援教育をさらに進展させていくため、
 - ①障害のある子供と障害のない子供が可能な限り共に教育を受けられる条件整備
 - ②障害のある子供の自立と社会参加を見据え、一人一人の教育的ニーズに最も的確に応える指導を提供できるよう、通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった、**連続性のある多様な学びの場の一層の充実・整備**を着実に進める。これらを更に推進するため、それぞれの学びの場における各教科等の学習の充実を図るとともに、
 - ・障害のある子供と障害のない子供が、年間を通じて計画的・継続的に共に学ぶ活動の更なる拡充
 - ・障害のある子供の教育的ニーズの変化に応じ、学びの場を変えられるよう、多様な学びの場の中で教育課程が円滑に接続することによる学びの連続性の実現
- ・これにより、障害の有無に関わらず誰もがその能力を発揮し、共生社会の一員として共に認め合い、支え合い、誇りを持って生きられる社会の構築を目指す。

II. 障害のある子供の学びの場の整備・連携強化

1. 就学前における早期からの相談・支援の充実
 - ・乳幼児健診や5歳児健診の活用など早期からの相談・支援
 - ・就学相談における保護者への情報提供の充実
 - ・就学相談や学びの場の検討等を支援する教育支援資料の内容を充実
2. 小中学校における障害のある子供の学びの充実
 - ・特別支援学級と通常の学級の子供が共に学ぶ活動の充実
 - ・自校で専門性の高い通級による指導を受けるための環境整備
 - ・通級による指導等の多様な柔軟な学びの場の在り方の更なる検討
3. 特別支援学校における教育環境の整備
 - ・学習指導要領の着実な実施のための文部科学省著作教科書(知的障害者用)の作成
 - ・ICTを活用した在宅就労など新たな職域に係る人材育成の強化
 - ・副次的な籍やICTを活用した児童生徒の居住する地域の学校との交流促進
 - ・集中的な施設整備、特別支援学校に備えるべき施設等を定める設置基準の策定
 - ・特別支援学校のセンター的機能(他の学校への支援)の強化
4. 高等学校における学びの場の充実
 - ・通級による指導の充実等に向けた指導体制の確立
 - ・個別的教育支援計画等を活用した義務教育段階との丁寧な引継ぎによる、合理的配慮の提供など特別支援教育の充実
 - ・特別支援学校や就労関係機関と連携した発達障害等のある生徒の就労支援等の充実

III. 特別支援教育を担う教師の専門性の向上

1. 全ての教師
 - ・全ての教師が発達障害等の特性等を踏まえた学級経営・授業づくりを研鑽、校内人材を活用したOJTによる支援体制の充実
 - ・特別支援教育に係る資質を教員育成指標に位置付け
 - ・小・中・高等学校と特別支援学校間の人事交流の推奨
2. 特別支援学級、通級による指導の担当教師
 - ・OJTやオンラインなど参加しやすい研修の充実
 - ・小学校等教職課程において、特別支援学校教職課程の一部単位の修得を推奨
 - ・特別支援学校教諭免許状取得に向けた免許法認定講習等を活用した担当教師の専門性向上
3. 特別支援学校の教師
 - ・特別支援学校教諭・重複障害や発達障害等への対応を含む特別支援学校教職課程の見直し、コアカリキュラムの策定
 - ・免許状取得に向けた優良事例の収集・周知、免許法認定通信教育の実施主体の拡大の検討

IV. ICT利活用等による特別支援教育の質の向上

1. ICT利活用の意義と基本的な考え方
 - ・指導内容の充実、障害者の社会参画促進、QOLの増進、教師の負担軽減・校務改善等の幅広い観点で踏まえて着実に対応
2. 指導の充実と教師の情報活用能力
 - ・オンラインを活用した自立活動の実践的研究
 - ・文部科学省著作教科書のデジタル化等の推進
 - ・教師のICT活用スキル向上
3. ICT環境の整備と校務のICT化
 - ・学校におけるICTの利活用体制の整備
 - ・特別支援教育の校務のICT化(項目の標準化に向けた参考となる資料の提示)
4. 関係機関の連携と情報の共有
 - ・セキュリティ等に配慮しICTを活用した情報連携

V. 関係機関の連携強化による切れ目ない支援の充実

1. 就学前からの連携
 - ・地域で切れ目ない支援を受けられる連携体制の整備
2. 在学中の連携
 - ・就労関係機関と連携した早期からのキャリア教育の実施、小中学校等と関係機関との連携促進
3. 卒業後の連携
 - ・教育、福祉、労働等の個別支援計画を活用した一体的な情報共有
4. 医療的ケアが必要な子供への対応
 - ・医療的ケアを担う看護師の配置拡充と法令上の位置付けの検討
 - ・中学校区に医療的ケア実施拠点校を設置
5. 障害のある外国人児童生徒への対応
 - ・「外国人児童生徒等の教育の充実について(令和2年3月)」を踏まえた取組の推進

特別支援学校設置基準

特別支援学校設置基準の概要



趣旨

- ◆ これまで、特別支援学校については、学校教育法3条に基づく設置基準として独立した省令は定められておらず、学校教育法施行規則に、設備編制の基本的事項についてのみ定められていた。
- ◆ 今般、在籍者数の増加により慢性的な教室不足が続いている特別支援学校の教育環境を改善する観点から、設置基準を制定。
- ◆ 有識者会議や中教審の答申を踏まえ、①**特別支援学校を設置するために必要な最低の基準**とするとともに、②**地域の実態に応じた適切な対応が可能となるよう、弾力的・大綱的に規定**することを基本方針とする。

主な内容

他の学校種の設置基準と共通の内容

- ◆ 構成（総則、学科（高校）、編制、施設及び設備、別表（校舎・運動場の面積））
- ◆ 趣旨（学校を設置するのに必要な最低基準であり、設置者は、学校が設置基準より低下した状態にならないよう、水準の向上を図ることに努めなければならない）【1条2～3項】
- ◆ 経過措置（編制並びに施設及び設備に係る規定の施行の際、現に存在する学校の編制等については、当分の間、なお従前の例によることができる）【附則2項】

等

特別支援学校に特有の内容

- ◆ 高等部の学科の種類（例 視覚障害：理療・理学療法、聴覚障害：歯科技工等）【3～4条】
- ◆ 一学級の幼児児童生徒数（幼稚部5人以下、小中学部6人以下、高等部8人以下、重複障害3人以下）【5条】
- ◆ 教諭等の数等（相当数の副校長又は教頭、養護教諭、実習助手、事務職員、寄宿舎指導員等）【7～12条】
- ◆ 校舎に備えるべき施設（自立活動室等）【15条】
- ◆ 校舎の面積（学部、障害種毎に幼児児童生徒数に応じて設定）【14条、別表】
- ◆ 運動場の面積（学部毎に幼児児童生徒数に応じて設定）【14条、別表】

等

その他の内容

- ◆ 学校教育法施行規則の一部改正（120条～123条の削除等）
- ◆ 特別支援学校の高等部の学科を定める省令の廃止

（参考）

令和3年9月24日 公布
令和4年4月 1日 施行
令和5年4月 1日 施行（編制、施設及び設備）

特別支援学校学習指導要領等の改訂

特別支援学校学習指導要領等の公示に関する通知

平成29年4月28日付、学校教育法施行規則の一部を改正する省令及び特別支援学校幼稚園教育要領、小学部・中学部の学習指導要領の公示を実施した旨の通知を发出。高等部については、平成31年2月4日付けで同様の通知を发出。

幼稚園教育要領及び小学校、中学校、高等学校学習指導要領に準じた改正を実施。

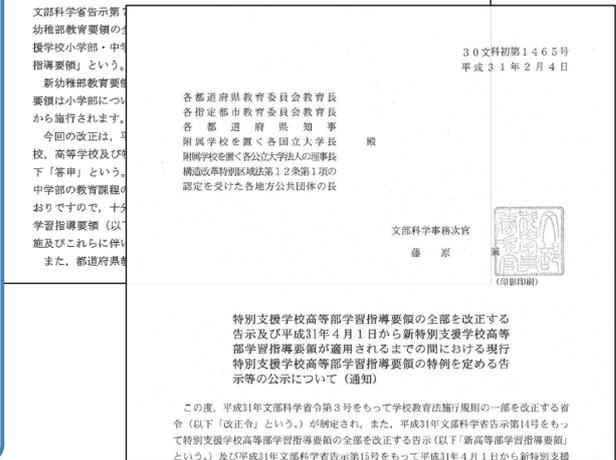
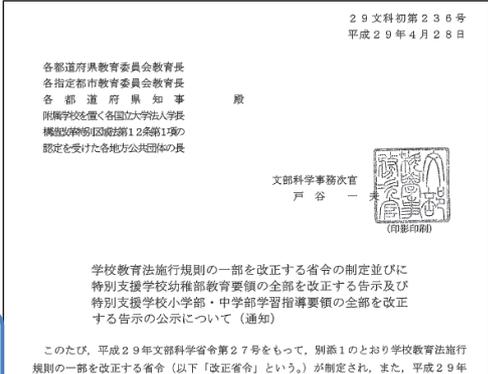
特に、以下の内容について努めることを記載。

各学校におけるカリキュラム・マネジメントの確立において、障害の状態や特性及び心身の発達の段階等並びに学習の進度等を考慮して、**個別の指導計画に基づき、基礎的・基本的な事項に重点を置く**など、**指導方法や指導体制の工夫改善に努める**こと。

個別の指導計画の実施状況の評価と改善、教育課程の評価と改善につなげていくよう努めること。

学びの連続性を重視した対応、一人一人に応じた指導の充実等に努めること。

また、**特別支援学校教諭等免許状の早期取得の促進及び特別支援学校教員の専門性向上に引き続き努める**こと。



特別支援学校学習指導要領等の改訂のポイント①

1. 今回の改訂の基本的な考え方

- 社会に開かれた教育課程の実現、育成を目指す資質・能力、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善、各学校におけるカリキュラム・マネジメントの確立など、**初等中等教育全体の改善・充実の方向性**を重視。
- 障害のある子供たちの学びの場の柔軟な選択を踏まえ、**幼稚園、小・中・高等学校の教育課程との連続性**を重視。
- 障害の重度・重複化、多様化への対応と卒業後の自立と社会参加に向けた充実。

2. 教育内容等の主な改善事項

学びの連続性を重視した対応

- 「重複障害者等に関する教育課程の取扱い※」について、子供たちの学びの連続性を確保する視点から、基本的な考え方を規定。
※当該学年の各教科及び外国語活動の目標及び内容に関する事項の一部を取り扱わないことができることや、各教科及び道徳科の目標及び内容に関する事項を前各学年の目標及び内容に替えたりすることができるなどの規定。
- **知的障害者である子供のための各教科等**の目標や内容について、育成を目指す資質・能力の三つの柱に基づき整理。その際、各部や各段階、幼稚園や小・中・高等学校とのつながりに留意し、次の点を充実。
 - ・ **中学部に二つの段階を新設**、小・中・高等部の**各段階に目標を設定**、段階ごとの内容を充実
 - ・ **小学部の教育課程に外国語活動を設けることができる**ことを規定
 - ・ 知的障害の程度や学習状況等の個人差が大きいことを踏まえ、特に必要がある場合には、個別の指導計画に基づき、相当する学校段階までの**学習指導要領の各教科の目標及び内容を参考に指導ができる**よう規定

10

特別支援学校学習指導要領等の改訂のポイント②

一人一人に応じた指導の充実

- 視覚障害者、聴覚障害者、肢体不自由者及び病弱者である子供に対する教育を行う特別支援学校において、子供の障害の状態や特性等を十分考慮し、育成を目指す資質・能力を育むため、**障害の特性等に応じた指導上の配慮を充実**するとともに、**コンピュータ等の情報機器（ICT機器）の活用等**について規定。
 - 【視覚障害】 空間や時間の概念形成の充実
 - 【聴覚障害】 音声、文字、手話、指文字等を活用した意思の相互伝達の充実
 - 【肢体不自由】 体験的な活動を通じた的確な言語概念等の形成
 - 【病弱】 間接体験、疑似体験等を取り入れた指導方法の工夫
- 発達障害を含む多様な障害に応じた指導を充実するため、自立活動の内容として、「障害の特性の理解と生活環境の調整に関すること」などを規定。

自立と社会参加に向けた教育の充実

- 卒業後の視点を大切にされたカリキュラム・マネジメントを計画的・組織的に行うことを規定。
- 幼稚部、小学部、中学部段階からの**キャリア教育の充実**を図ることを規定。
- **生涯学習への意欲を高めることや、生涯を通じてスポーツや文化芸術活動に親しみ**、豊かな生活を営むことができるよう配慮することを規定。
- 障害のない子供との交流及び共同学習を充実（心のバリアフリーのための交流及び共同学習）
- 知的障害者である子供のための各教科の内容を充実
（例）小・中学部
日常生活に必要な国語の特徴や使い方〔国語〕、数学を学習や生活で生かすこと〔算数、数学〕、身近な生活に関する制度〔社会〕、働くことの意義、消費生活と環境〔職業・家庭〕など

実施スケジュール

- ・ 幼稚部：2018年度、小学部：2020年度、中学部：2021年度、高等部：2022年度入学者から実施

11

小学校学習指導要領等における特別支援教育の充実

幼稚園教育要領、小学校学習指導要領及び中学校学習指導要領（平成29年3月）、高等学校学習指導要領（平成30年3月）において、以下のとおり、特別支援教育に関する記述を充実。

- 個々の児童生徒の障害の状態等に応じた指導内容や指導方法の工夫を組織的かつ継続的に行う。
- 特別支援学級及び通級による指導に関する教育課程編成の基本的な考え方を示す。
- 家庭、地域及び医療や福祉、保健、労働等の業務を行う関係機関との連携を図り、長期的な視点での児童生徒への教育的支援を行うために、個別の教育支援計画を作成、活用に努める。また、各教科等の指導に当たって、個々の児童生徒の実態を的確に把握し、個別の指導計画を作成、活用に努める。特に、特別支援学級に在籍する児童生徒や通級による指導を受ける児童生徒については、個別の教育支援計画及び個別の指導計画を全員作成。
- 各教科等に学習上の困難に応じた指導内容や指導方法の工夫。
- 障害者理解教育、心のバリアフリーのための交流及び共同学習。
- 高等学校における通級による指導の制度化（平成30年度から）に伴い、通級による指導における単位の修得の認定などについて規定。

12

2. 特別支援教育を取り巻く学校施設の現状等

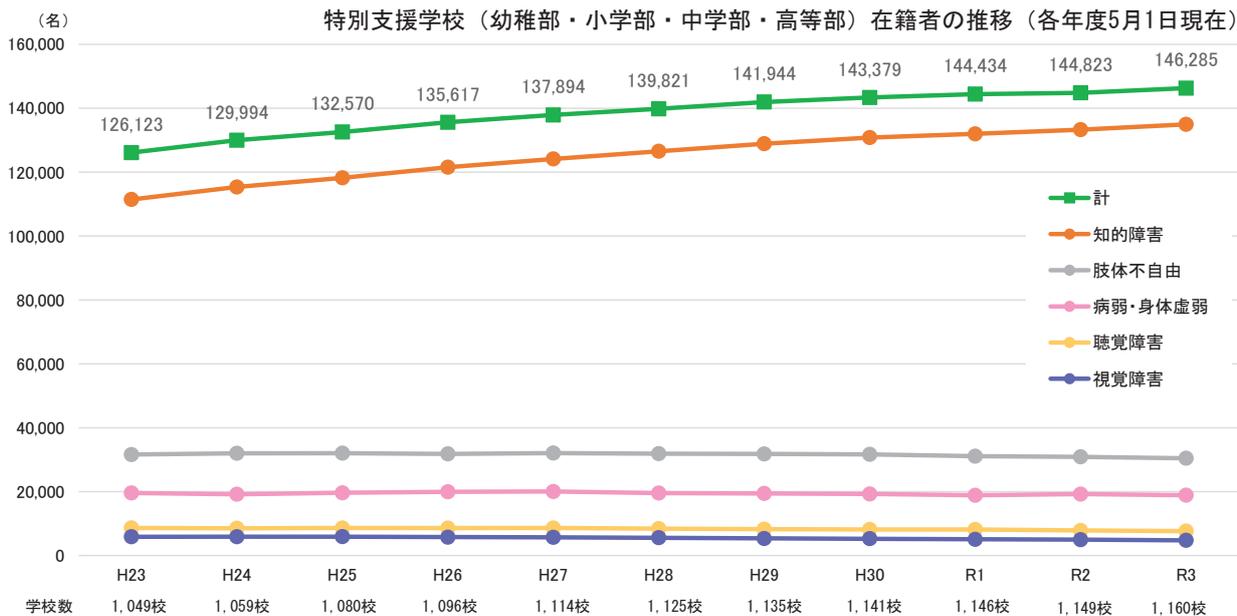
学校施設の現状

学校施設の現状

(1) 学校数・児童生徒数・教員数(令和3年度)

| | | 幼稚園 | 幼保連携型 認定こども園 | 小学校 | 中学校 | 義務教育 学校 | 高等学校 | 中等教育 学校 | 特別支援 学校 |
|------------------|----|-----------|-----------------|-----------|-----------|------------|-----------|------------|------------|
| 学校数 (校) | 計 | 9,421 | 6,269 | 19,340 | 10,077 | 151 | 4,857 | 56 | 1,160 |
| | 国立 | 49 | — | 67 | 68 | 5 | 15 | 4 | 45 |
| | 公立 | 3,104 | 862 | 19,032 | 9,231 | 145 | 3,522 | 34 | 1,100 |
| | 私立 | 6,268 | 5,407 | 241 | 778 | 1 | 1,320 | 18 | 15 |
| 児童 生徒数 (人) | 計 | 1,009,109 | 796,866 | 6,223,401 | 3,229,707 | 58,568 | 3,008,182 | 32,756 | 146,290 |
| | 国立 | 4,902 | — | 36,171 | 27,267 | 3,894 | 8,254 | 2,886 | 2,907 |
| | 公立 | 128,570 | 96,450 | 6,107,708 | 2,957,191 | 54,480 | 1,989,290 | 23,000 | 142,528 |
| | 私立 | 875,637 | 700,416 | 79,522 | 245,249 | 194 | 1,010,638 | 6,870 | 855 |
| 教員数 (人) | 計 | 90,201 | 129,111 | 422,865 | 248,254 | 5,382 | 226,728 | 2,721 | 86,143 |

(2) 特別支援教育等を受ける学校数・児童生徒数(令和3年度)①



【令和3年度の状況】

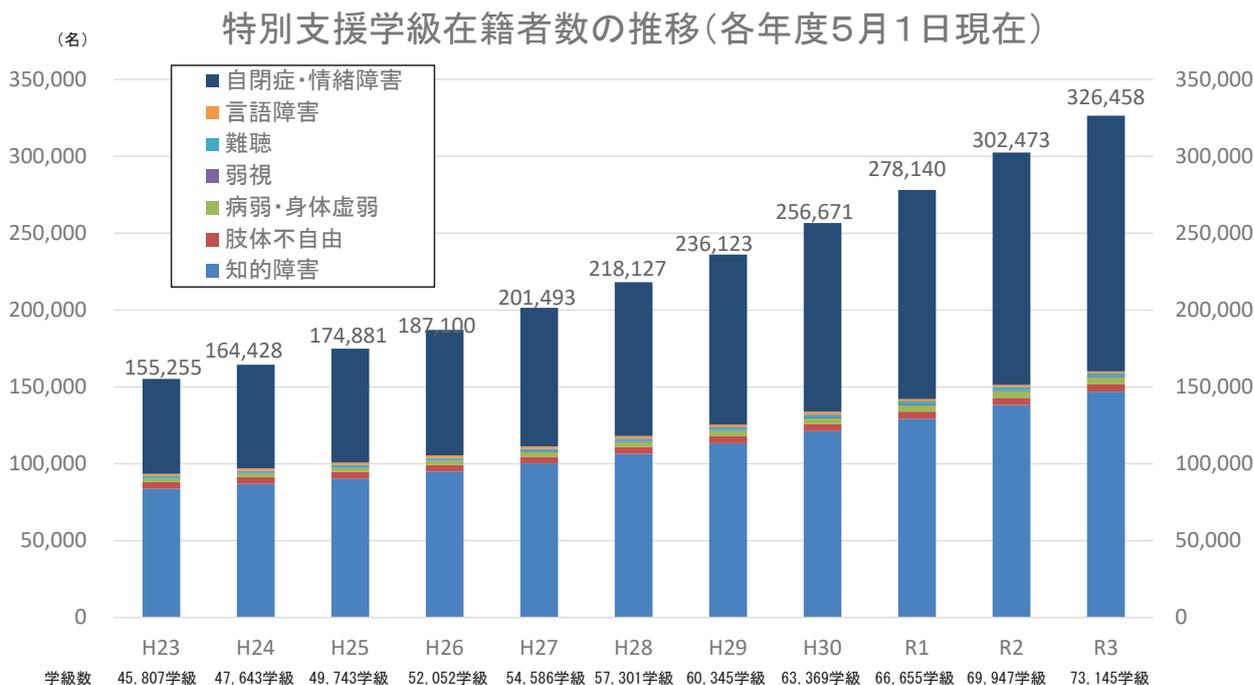
| | 視覚障害 | 聴覚障害 | 知的障害 | 肢体不自由 | 病弱・身体虚弱 | 計 |
|------|-------|-------|---------|--------|---------|---------|
| 学校数 | 84 | 119 | 801 | 354 | 154 | 1,512 |
| 在籍者数 | 4,775 | 7,651 | 134,962 | 30,456 | 18,896 | 196,281 |
| 学級数 | 2,054 | 2,759 | 32,095 | 12,114 | 7,518 | 56,540 |

(出典)学校基本調査

※平成19年度より、複数の障害種に対応できる特別支援学校制度へ転換したため、複数の障害に対応する学校及び複数の障害を有する者については、それぞれの障害種に集計している。このため、学校数及び在籍者数のグラフと表の数値は一致しない。

(2) 特別支援教育等を受ける学校数・児童生徒数(令和3年度)②

特別支援学級に在籍する児童生徒数は、増加傾向。



【令和3年度の状況】

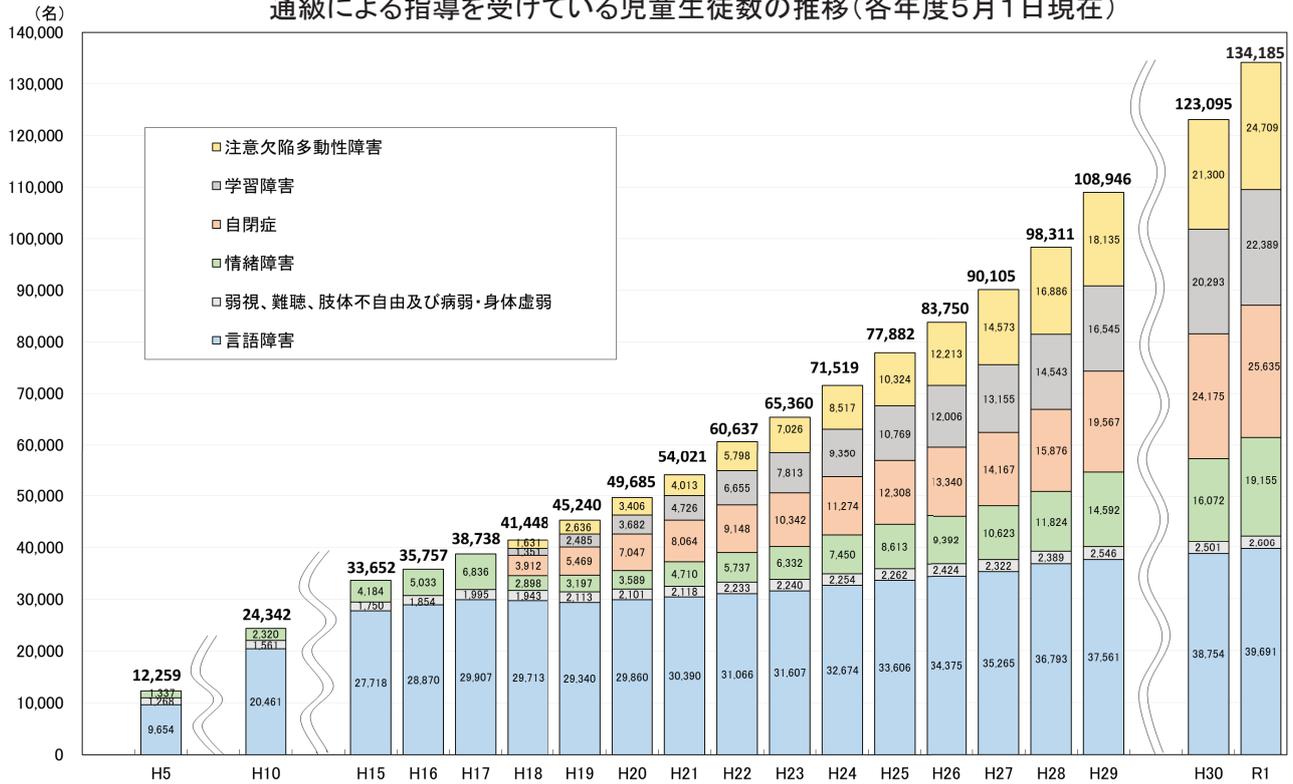
| | 知的障害 | 肢体不自由 | 病弱・身体虚弱 | 弱視 | 難聴 | 言語障害 | 自閉症・情緒障害 | 計 |
|------|---------|-------|---------|-----|-------|-------|----------|---------|
| 学級数 | 31,227 | 3,191 | 2,883 | 544 | 1,341 | 692 | 33,267 | 73,145 |
| 在籍者数 | 146,948 | 4,653 | 4,618 | 631 | 1,931 | 1,355 | 166,322 | 326,458 |

(出典)学校基本調査

(2) 特別支援教育等を受ける学校数・児童生徒数(令和3年度)③

通級による指導を受けている児童生徒数は、増加傾向。

通級による指導を受けている児童生徒数の推移(各年度5月1日現在)



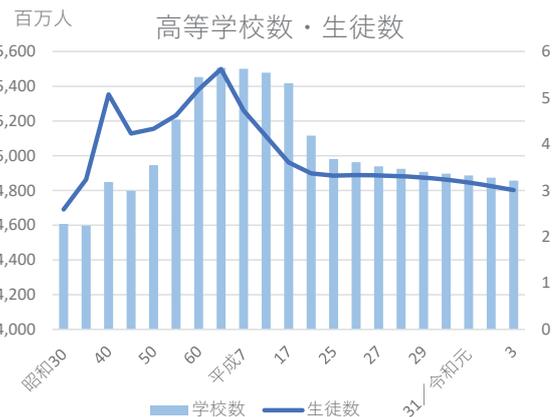
(出典) 通級による指導実施状況調査(文部科学省初等中等教育局特別支援教育課調べ)

※平成30年度から、国立・私立学校を含めて調査。

※高等学校における通級による指導は平成30年度開始であることから、高等学校については平成30年度から計上。

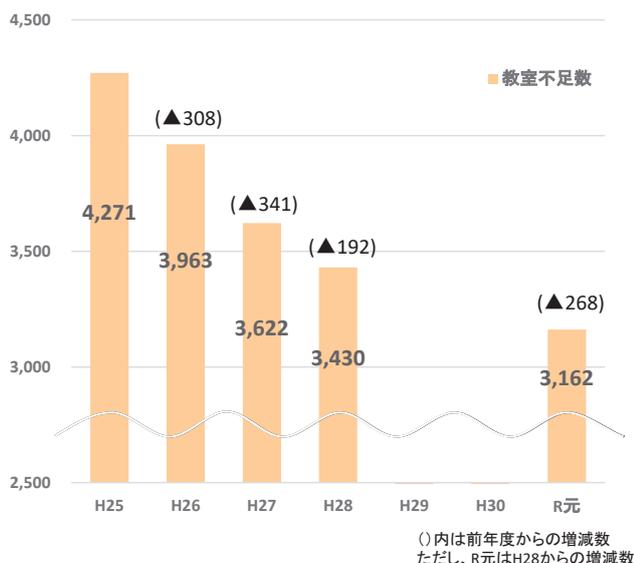
(3) 学校数、児童生徒数の推移

小中学校・高等学校の学校数・児童生徒数は近年減少傾向にある一方、特別支援学校数、通信制高等学校の学校数・児童生徒数は増加している。



(4) 特別支援学校の教室不足について

公立特別支援学校における教室不足数の推移



⇒近年の特別支援教育を必要とする児童生徒数の増加により、令和元年5月1日現在**3,162教室**が不足しており、全体としては教室不足数は減少しているものの、都道府県によっては、増加の傾向も散見される状況。

特別支援学校における教室不足の解消について(通知)
(令和2年1月31日付け元施助第8号)

- ◆各設置者に対し、受入れが想定される児童生徒数の推計を的確に行い、その推計を考慮した上で、**教室不足解消のための計画を策定し、総合的・計画的な取組をより一層推進することを要請。**
- ◆文部科学省では、教室不足のより一層の解消に向けて、**令和2年度から令和6年度までの期間(集中取組期間)**、各設置者の取組を集中的に支援。
- ◆**各都道府県教育委員会**に対し、集中取組期間において教室不足の解消に向けて集中的に取り組むための計画(**集中取組計画**)の策定を要請。



文科省の支援策

- ◆各設置者が行う特別支援学校の施設整備に対して**優先的に国庫補助**
- ◆さらに、**集中取組期間**の間、既存施設を特別支援学校の用に供する改修事業について国庫補助の算定割合を**3分の1から2分の1へ引上げ**

(5) 耐震化の状況①

公立小中学校の耐震化については、おおむね完了したところ。

構造体の耐震化

○ 耐震化率: **99.6%** (前年度 99.4%)
(113,966棟/114,410棟)

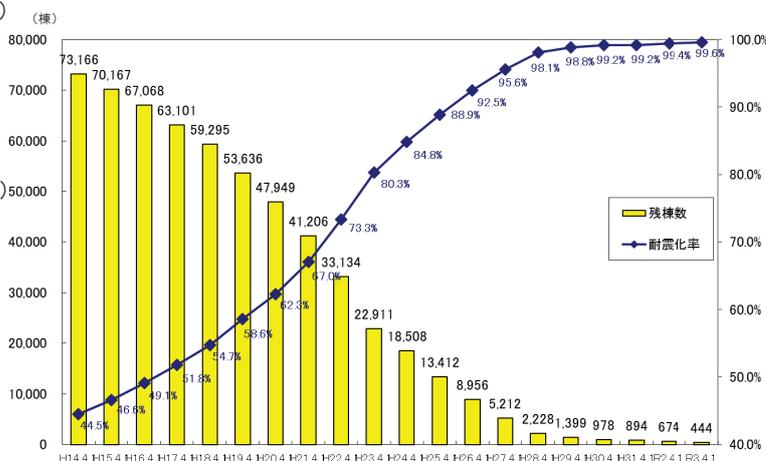
○ 耐震性がない建物
(耐震診断未実施の建物を含む): **444棟**
(前年度 674棟)

各自治体の耐震化の状況

| | 令和2年度 | 令和3年度 |
|--------|---------------------|---------------------|
| 耐震化完了 | 1,663自治体 (93.2%) | 1,694自治体 (95.1%) |
| 耐震化未完了 | 121自治体 (6.8%) | 88自治体 (4.9%) |

(出典) 令和3年度公立学校施設の耐震改修状況フォローアップ調査

○ 耐震化の進捗状況



吊り天井等の落下防止対策

- 吊り天井等の落下防止対策実施率: **99.5%** (前年度 99.2%)
- 対策が未実施の吊り天井等を有する屋内運動場等: **165棟** (全棟数31,745棟の0.5%)

吊り天井等以外の非構造部材の耐震点検・耐震対策

- 耐震点検実施率: **94.3%** (26,414校/28,014校) (前年度92.6%)
- 耐震対策実施率: **52.1%** (14,609校/28,014校) (前年度48.2%)

(5)耐震化の状況②

公立特別支援学校の耐震化については、おおむね完了したところ。

校舎等の耐震化

(出典)令和3年度公立学校施設の耐震改修状況フォローアップ調査

○ 耐震化率:99.7%(前年度 99.6%)

○ 耐震化の進捗状況

おおむね完了

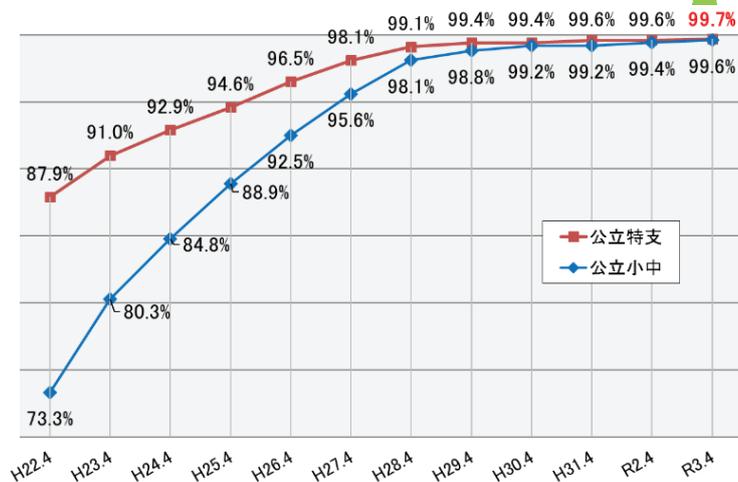
○ 耐震性がない建物

(耐震診断未実施の建物を含む):**15棟**
(前年度 22棟)

● このうち、倒壊の危険性が高い施設
(Is値0.3未満):1棟
(前年度 1棟)

○ 各自治体の耐震化の状況

| | 令和2年度 | 令和3年度 |
|--------|-------------------|-------------------|
| 耐震化完了 | 102自治体 (96.2%) | 103自治体 (97.2%) |
| 耐震化未完了 | 4自治体 (3.8%) | 3自治体 (2.8%) |



吊り天井などの非構造部材

○ 吊り天井について

落下防止対策実施率:99.7%(前年度 99.6%) → おおむね完了

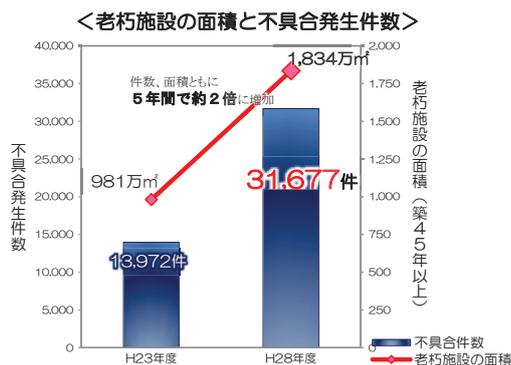
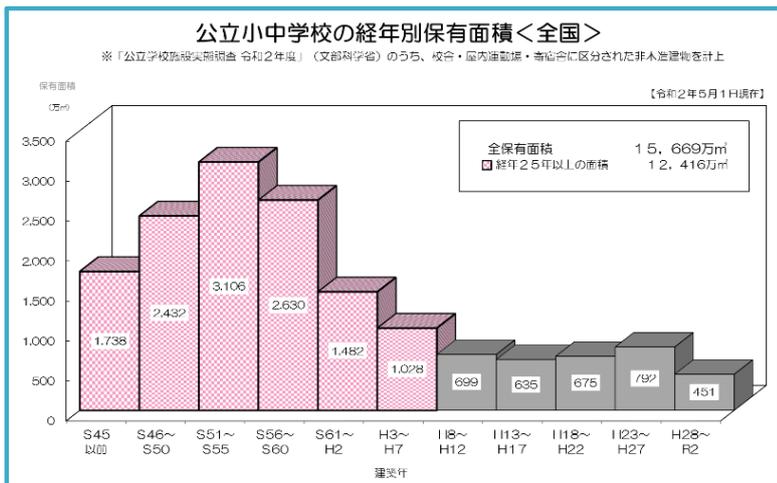
○ 吊り天井以外の非構造部材について

点検実施率:99.7%(前年度 99.7%) 対策実施率:59.5%(前年度 54.3%)

22

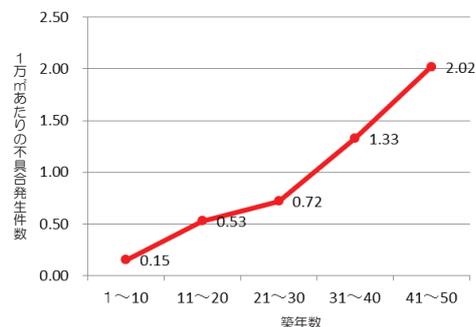
(6)老朽化の状況①

公立小中学校の校舎は昭和40年代後半から50年代に建設された施設が多く、築25年を経過しているものが約8割



<築年数と安全面の不具合発生率>

抽出調査(調査対象47市町村が設置する公立小中学校3,535校)。グラフは外部・内部・設備改修を行ったものを除いた保有施設面積と安全面の不具合等の発生状況を示すもの。(文部科学省調査)



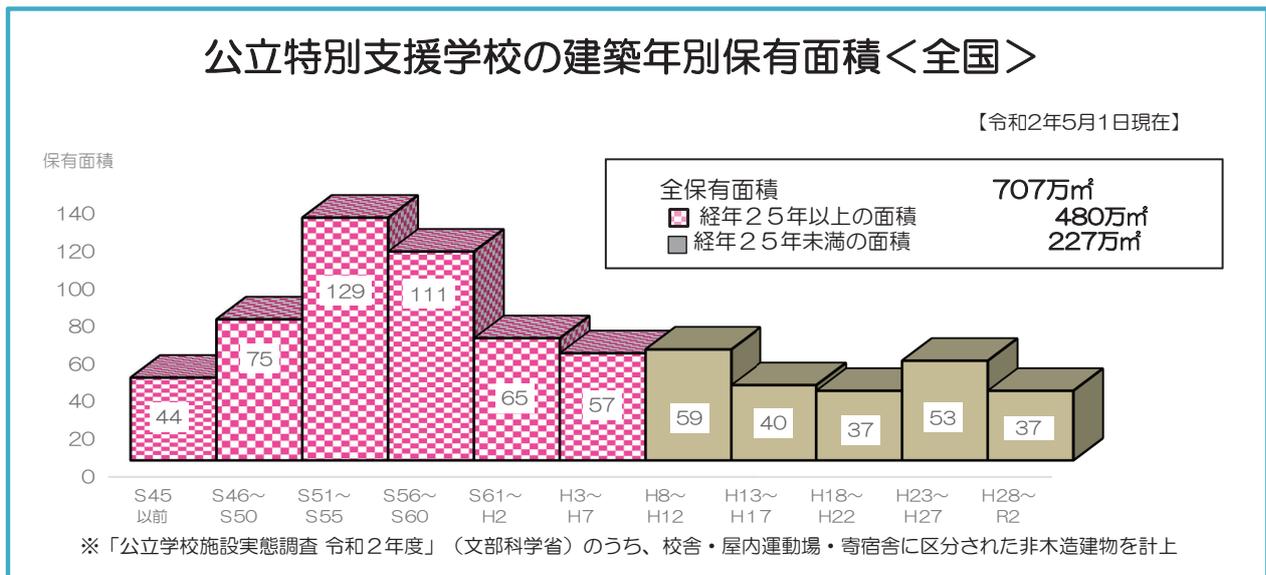
劣化による配管破損



老朽化により手すりが落下

(6)老朽化の状況②

公立特別支援学校の校舎は昭和50年代に建設された施設が多く、築25年を経過しているものが約7割



劣化による配管破損



老朽化により手すりが落下

(7)学校施設の防災機能等

防災機能の保有状況

(平成31年4月現在)

学校施設は、児童生徒の学習の場であるとともに、災害時には地域住民の避難所としての役割を担っていることから、学校施設における防災機能の強化が必要。

【避難所に指定されている学校の防災機能の保有状況】

| 学校種別 | 小・中学校 | 高等学校 | 特別支援学校 |
|----------------------------|-----------------|----------------|---------------|
| 全公立学校数及び避難所指定学校数 | | | |
| 全公立学校数 | 28,613校 (100%) | 3,599校 (100%) | 1,073校 (100%) |
| 避難所指定学校数 | 27,149校 (94.9%) | 2,712校 (75.4%) | 488校 (45.5%) |
| 各防災機能の保有学校数と避難所指定学校数に対する割合 | | | |
| 備蓄倉庫 | 21,762校 <80.2%> | 1,596校 <58.8%> | 335校 <68.6%> |
| 飲料水 | 20,459校 <75.4%> | 1,583校 <58.4%> | 335校 <68.6%> |
| 非常用発電機等 | 16,601校 <61.1%> | 1,498校 <55.2%> | 369校 <75.6%> |
| L Pガス等 | 16,016校 <59.0%> | 1,083校 <39.9%> | 242校 <49.6%> |
| 災害時利用通信 | 22,423校 <82.6%> | 1,787校 <65.9%> | 319校 <65.4%> |
| 断水時のトイレ | 16,263校 <59.9%> | 1,169校 <43.1%> | 275校 <56.4%> |

※ 小・中学校には、義務教育学校及び中等教育学校（前期課程）を含む。
 ※ 高等学校には、中等教育学校（後期課程）を含む。
 ※ 避難所には、災害対策基本法に基づく指定避難所の指定が行われていない場合は、従来の地域防災計画に基づく「避難所」を含む
 ※ ハード面の整備状況だけでなく、ソフト面での取組を含めた保有状況

(出典) 避難所となる公立学校施設の防災機能に関する調査 (文部科学省)

(8) 学校施設の空調・トイレの状況

【公立学校施設の空調(冷房)設備※の設置状況】 令和2年9月1日現在

| 学校種 | 室の種類 | 保有室数 | | 設置率 |
|--------|------|---------|---------|-------|
| | | | うち設置済室数 | |
| 小中学校 | 普通教室 | 382,666 | 354,998 | 92.8% |
| | 特別教室 | 372,309 | 206,663 | 55.5% |
| | 体育館等 | 33,132 | 1,759 | 5.3% |
| 特別支援学校 | 普通教室 | 28,872 | 27,387 | 94.9% |
| | 特別教室 | 20,382 | 17,208 | 84.4% |
| | 体育館等 | 1,120 | 245 | 21.9% |

※冷房機能を有した設備(スポットクーラーを含む。)

【公立学校施設のトイレ※1の整備状況】 令和2年9月1日現在

| | 洋便器数(基) | 和便器数(基) | 合計(基) | 洋便器率※2 |
|--------|---------|---------|-----------|--------|
| 小中学校 | 773,682 | 583,317 | 1,356,999 | 57.0% |
| 特別支援学校 | 38,236 | 9,891 | 48,127 | 79.4% |

※1 多目的トイレ(多目的トイレ・障害者トイレ・だれでもトイレ等)を含む、男子トイレの小便器は対象外。

※2 H28年度は小中学校のみ調査。

(9) 学校施設のバリアフリー化の状況①

公立小中学校等

校舎

令和2年5月1日現在

| | 学校数 | 車椅子使用者用トイレ | | スロープ等による段差解消 | | | | エレベーター (1階建ての建物のみ保有する学校を含む) | | |
|------------|--------|------------|---------|--------------|---------|----------------|---------|--------------------------------|---------|--------|
| | | | | 門から建物の前まで | | 昇降口・玄関等から教室等まで | | E | E/A | うち1階建て |
| | | | | C | C/A | D | D/A | | | |
| 全体 | 28,156 | 18,359 | (65.2%) | 22,111 | (78.5%) | 16,122 | (57.3%) | 7,634 | (27.1%) | 248 |
| うち要配慮者在籍※1 | 6,303 | 4,970 | (78.9%) | 5,395 | (85.6%) | 4,576 | (72.6%) | 2,568 | (40.7%) | 26 |
| うち避難所※2 | 22,669 | 15,166 | (66.9%) | 17,939 | (79.1%) | 13,278 | (58.6%) | 6,118 | (27.0%) | 157 |

屋内運動場

令和2年5月1日現在

| | 学校数 | 車椅子使用者用トイレ | | スロープ等による段差解消 | | | | エレベーター (1階建ての建物のみ保有する学校を含む) | | |
|------------|--------|------------|---------|--------------|---------|------------------|---------|--------------------------------|---------|--------|
| | | | | 門から建物の前まで | | 昇降口・玄関等からアリーナ等まで | | E | E/A | うち1階建て |
| | | | | C | C/A | D | D/A | | | |
| 全体 | 27,890 | 10,299 | (36.9%) | 20,747 | (74.4%) | 15,884 | (57.0%) | 18,387 | (65.9%) | 17,060 |
| うち要配慮者在籍※1 | 6,278 | 2,638 | (42.0%) | 5,039 | (80.3%) | 4,126 | (65.7%) | 3,977 | (63.3%) | 3,514 |
| うち避難所※2 | 26,439 | 9,830 | (37.2%) | 19,791 | (74.9%) | 15,201 | (57.5%) | 17,362 | (65.7%) | 16,078 |

※1 円滑な移動等に配慮が必要な児童生徒や教職員が在籍する学校。

※2 避難所に指定されている学校。災害対策基本法に基づく指定避難所の指定が行われていない場合は、従来の地域防災計画に基づく避難所を含む。

(9) 学校施設のバリアフリー化の状況②

公立特別支援学校

校舎

令和2年5月1日現在

| | 学校数 A | 車椅子使用者用 トイレ B B/A | | スロープ等による段差解消 | | | | エレベーター (1階建ての建物のみ 保有する学校を含む) | | |
|--------------------------------|----------|-------------------------|---------|------------------------|---------|-----------------------------|---------|------------------------------------|---------|------------|
| | | | | 門から 建物の前まで C C/A | | 昇降口・玄関等から 教室等まで D D/A | | E | E/A | うち 1階建て |
| | | | | | | | | | | |
| 全体 | 1,053 | 1,009 | (95.8%) | 993 | (94.3%) | 944 | (89.6%) | 904 | (85.8%) | 70 |
| うち 要配慮者 在籍 ^{※1} | 875 | 852 | (97.4%) | 843 | (96.3%) | 808 | (92.3%) | 790 | (90.3%) | 64 |
| うち 避難所 ^{※2} | 406 | 393 | (96.8%) | 386 | (95.1%) | 375 | (92.4%) | 357 | (87.9%) | 26 |

屋内運動場

令和2年5月1日現在

| | 学校数 A | 車椅子使用者用 トイレ B B/A | | スロープ等による段差解消 | | | | エレベーター (1階建ての建物のみ 保有する学校を含む) | | |
|--------------------------------|----------|-------------------------|---------|------------------------|---------|-------------------------------|---------|------------------------------------|---------|------------|
| | | | | 門から 建物の前まで C C/A | | 昇降口・玄関等から アリーナ等まで D D/A | | E | E/A | うち 1階建て |
| | | | | | | | | | | |
| 全体 | 1,008 | 765 | (75.9%) | 930 | (92.3%) | 880 | (87.3%) | 892 | (88.5%) | 681 |
| うち 要配慮者 在籍 ^{※1} | 835 | 658 | (78.8%) | 792 | (94.9%) | 753 | (90.2%) | 752 | (90.1%) | 567 |
| うち 避難所 ^{※2} | 507 | 367 | (72.4%) | 473 | (93.3%) | 447 | (88.2%) | 449 | (88.6%) | 335 |

※1 円滑な移動等に配慮が必要な児童生徒や教職員が在籍する学校。

※2 避難所に指定されている学校。災害対策基本法に基づく指定避難所の指定が行われていない場合は、従来の地域防災計画に基づく避難所を含む。

補助制度

(1) 公立学校施設の国庫補助について①

公立学校施設の整備

新しい時代の学びを支える安全・安心な教育環境の実現～Schools for the Future～

令和4年度予算額(案) 688億円
 (前年度予算額 688億円)
 令和3年度補正予算 1,312億円



背景

- ◆ 学校施設の老朽化がピークを迎える中、子供たちの多様なニーズに応じた教育環境の向上と老朽化対策の一体的整備が必要。
- ◆ 中長期的な将来推計を踏まえ、**首長部局との横断的な協働**を図りながら、**トータルコストの縮減に向けて計画的・効率的な施設整備を推進**。
- ◆ 2050年のカーボンニュートラル達成に向けて、**脱炭素社会の実現に貢献する持続可能な教育環境の整備を推進**。

1 新時代の学びに対応した教育環境向上と老朽化対策の一体的整備の推進

- 学校施設の長寿命化を図る老朽化対策
- バリアフリー化、特別支援学校の整備
- 他施設との複合化・共用化・集約化



老朽化対策と一体で多様な学習活動に対応できる多目的な空間を整備

他施設との複合化により学習環境を多機能化しつつ、効率的に整備



柱や内装に木材を活用し、温かみのある学習環境や脱炭素化を実現

2 防災・減災、国土強靱化の推進

令和3年度補正予算

- 非構造部材の耐震対策等
- 避難所としての防災機能強化（トイレ改修等）

避難所としての防災機能強化



多機能トイレの整備

新しい時代の学校施設

脱炭素化

国土強靱化

激甚化・頻発化する災害への対応



台風で屋根が消失した体育館

3 脱炭素化の推進

- 学校施設のZEB化（高断熱化、LED照明、高効率空調、太陽光発電等）
- 木材利用の促進（木造、内装木質化）

具体的な支援策

■ 制度改正：

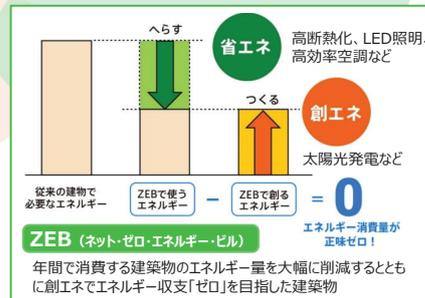
- 学校施設以外との複合化を伴う改築、長寿命化改修の補助率引上げ（1/3→1/2）
- 大規模改造事業の上下限額見直し

■ 単価改定：

- LED照明、木材利用など標準仕様の一部見直し等による増 **対前年度比 +10.2%**

小中学校校舎（鉄筋コンクリート造）の場合
 R3:220,700円/m² ⇒ R4:243,300円/m²

- 脱炭素化先行地域などの学校施設ZEB化に向けた新たな単価加算 **上記改定単価に加えて+8.0%**



出典：環境省ホームページ

(1) 公立学校施設の国庫補助について②

公立学校施設のバリアフリー化工事の国庫補助算定割合引上げ（令和3年度～）

1. 整備の必要性

- バリアフリー法の一部改正に伴い既存学校施設を含めてバリアフリー化の一層の取組が求められている。
- 身体的障害を持つ児童生徒等の教育の機会均等を保障するためには、建物の建替えや全面改修のタイミングによらず対応する必要がある。

2. 制度改正の概要

大規模改造（障害児等対策）の国庫補助算定割合を1/3から1/2へ引上げ

<工事内容>

- ・エレベーター・自動ドア・スロープ等を設置する工事
- ・障害を有する教職員等が勤務する学校で特に必要と認められる工事 等

補助対象事業費：下限額 400万円、上限額 2億円

<引上げの対象>

- ・対象校：小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校（前期課程）、特別支援学校
- ・算定割合：1/2（※）

※保有面積が2,000㎡未満の学校及び幼稚園は1/3



既存校舎に増築したエレベーター棟

(1) 公立学校施設の国庫補助について③

特別支援学校の用に供する既存施設の改修事業の拡充（令和2年度～）

1. 特別支援学校の教室不足への対応

- 児童生徒数が減少する中においても、特別支援学校の児童生徒数は増加傾向にあり、特別支援学校施設の教室不足が課題となっている。
- この教室不足の解消には、新增築整備での対応だけでなく、既存施設を活用するなどの効率的な施設整備へ移行させることが重要となる。

2. 拡充する事業の概要

廃校や余裕教室等の既存施設の有効活用を図り、特別支援学校の教室不足解消を促進するため、令和2年度から令和6年度までの5年間に限り、事業の算定割合を1/3から1/2へ引き上げる。

<工事内容>

廃校等の既存施設の活用による教室不足等の改修工事及び当該工事と関連し一体で行う工事のみを対象とする。

- ・余裕教室や廃校等の既存施設を特別支援学校の用に供するように改修し、障害児等の学習環境を改善する工事
- ・特別支援学校の教室不足を解消することに伴い必要となる工事 等

<補助対象>

- ①対象校：廃校や余裕教室等の既存施設（学校施設以外を特別支援学校として活用する場合も対象）
- ②交付金の算定割合：1/2
- ③補助対象事業費：下限額 400万円



改修前の教室



改修後の教室

32

3. 学校施設整備指針と これまでの検討の概要について

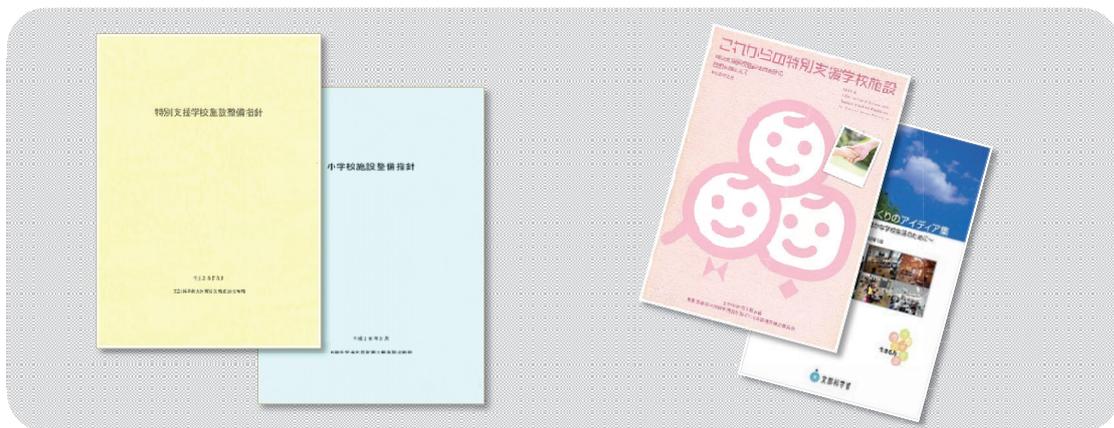
(1) 学校施設整備指針の概要

○学校は、子供たちが生き生きと学習や生活を行うことができる安全で豊かな施設環境を確保し、教育内容・方法の多様化へ対応するための施設機能を備えることが必要。

○このため、幼稚園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校と、学校種別ごとに、学校施設整備の基本方針や計画・設計上の留意事項について示した「学校施設整備指針」を策定。この指針では、

- ①高機能かつ多機能で変化に対応し得る弾力的な施設環境の整備
- ②健康的かつ安全で豊かな施設環境の確保
- ③地域の生涯学習やまちづくりの核としての施設の整備

の3点を学校施設整備の基本方針として、学校施設の配置計画や平面計画、各室の計画等において留意すべき事項を提示。また、学校施設の先進事例を集めた事例集等も作成。



34

(2) 特別支援学校施設整備指針改訂の変遷

平成8年策定

「盲学校、聾学校及び養護学校施設整備指針」の策定

学校教育を進める上で必要な施設機能を確保するため、計画・設計上の技術的な留意事項を提示

平成11年改訂

用語に関わる改訂

関係法令改正に伴い「精神薄弱」を「知的障害」に改める等の所要の改正

平成19年改訂

特別支援教育制度の導入に対応した改訂

障害の重度・重複化などを踏まえた一人一人の教育的ニーズへの対応やセンター的機能の推進などの記述を追記。また、耐震化や防犯対策の推進などの記述を充実。

平成21年改訂

学校施設の事故防止に対応した改訂

学校施設の事故全般（転落、衝突、転倒、挟まれ、落下物等）を対象とした留意事項について充実

平成23年改訂

学習指導要領の改訂等に対応した改訂

理数教育環境や情報環境等の充実、特別支援学校の幼児児童生徒数の増加に対応

平成26年改訂

学校施設の津波対策、避難所としての防災機能強化、老朽化等の課題に対応した改訂

学校施設の津波対策、避難所としての防災機能の強化、老朽化対策等について記載

平成28年改訂

学校施設を取り巻く今日的な課題に対応した改訂

学校施設の複合化、長寿命化対策、木材利用に関する記述を充実

(3) 最近の協力者会議等の実績

| 年度 | 報告書等 |
|--------|--|
| 平成21年度 | ①「新たな学校施設づくりのアイデア集～充実した教育活動と豊かな学校生活のために～」(平成22年1月) ②「幼稚園施設整備指針」改訂(平成22年2月) ③「小学校施設整備指針」及び「中学校施設整備指針」改訂(平成22年3月) |
| 22年度 | ④「すべての学校でエコスクールづくりを目指して～既存学校施設のエコスクール化のための事例集～」(平成22年5月) ⑤「高等学校施設整備指針」及び「特別支援学校施設整備指針」改訂(平成23年3月) |
| 23年度 | ⑥「環境教育に活用できる学校づくり実践事例集」(平成23年9月) |
| 24年度 | ⑦「学校施設の老朽化対策について～学校施設における長寿命化の推進～」(平成25年3月) ⑧「学校施設整備基本構想の在り方について」(平成25年3月) |
| 25年度 | ⑨「災害に強い学校施設の在り方について～津波対策及び避難所としての防災機能の強化～」(平成26年3月) |
| 26年度 | ⑩「学校施設整備指針」改訂(平成26年7月) ⇒全学校種:防災機能に関する記述充実 |
| 27年度 | ⑪「小中一貫教育に適した学校施設の在り方について～子供たちの9年間の学びを支える施設環境の充実に向けて～」(平成27年7月) ⑫「学習環境の向上に資する学校施設の複合化の在り方について～学びの場を拠点とした地域の振興と再生を目指して～」(平成27年11月) ⑬「学校施設整備指針」改訂(平成28年3月) ⇒全学校種:小中一貫教育に適した学校施設や学校施設の複合化等に関する記述追加・充実 |
| 29年度 | ⑭「これからの幼稚園施設の在り方について～幼児教育の場こふさわしい環境づくりを目指して～」(平成29年3月) ⑮「幼稚園施設整備指針」改訂(平成29年3月) |
| 30年度 | ⑯「これからの小・中学校施設の在り方について～児童・生徒の成長を支える場にふさわしい環境づくりを目指して～」(平成31年3月) ⑰「小学校施設整備指針」及び「中学校施設整備指針」改訂(平成31年3月) |
| 令和元年度 | ⑱「環境を考慮した学校施設づくり事例集－継続的に活用するためのヒント－」(令和2年3月) |
| 2年度 | ●「学校施設におけるバリアフリー化の加速に向けて～誰もが安心して学び、育つことができる教育環境の構築を目指して～」(令和2年12月) ●「学校施設バリアフリー化推進指針」改訂(令和2年12月) |
| 3年度 | ⑲「これからの高等学校施設の在り方について～特色・魅力ある教育と生徒の多様な学びを支える環境づくりを目指して～」(令和3年5月) ⑳「高等学校施設整備指針」改訂(令和3年5月) ㉑「新しい時代の学びを実現する学校施設の在り方について」中間報告(令和3年8月) |